

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北秋田市は、地方税の徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北秋田市長

公表日

平成27年1月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税徴収事務
②事務の概要	1. 納税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書により確認する。 2. 納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。 3. 納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。 4. 3に係る納税証明書を納税者に交付する。 5. 口座振替による納税者の口座管理。 6. 納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状・催告書を送付する。 7. 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額よりも少ない場合は、滞納整理を行う。
③システムの名称	収納・滞納システム、口座・納組システム
2. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16の項、内閣府・総務省令第五号第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号 別表第二の27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部税務課
②所属長	税務課長 中嶋 健文
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北秋田市財務部税務課 秋田県北秋田市宮前町4番15号 0186-62-1115
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北秋田市財務部税務課 秋田県北秋田市宮前町4番15号 0186-62-1115

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる